

中間配当に関する取締役会決議のお知らせ

平成 29 年 11 月 10 日

株主の皆様へ

島根県松江市魚町 10 番地
株式会社山陰合同銀行
取締役頭取 石丸 文男

平成 29 年 11 月 10 日開催の当行取締役会において、第 115 期(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)中間配当に関し、下記のとおり決議されましたのでお知らせいたします。

記

当行定款第 36 条第 2 項の規定にもとづき、平成 29 年 9 月 30 日を基準日として、次のとおり中間配当金を支払う。

1. 中 間 配 当 金 …… 1 株につき 7 円 00 銭
2. 効 力 発 生 日
ならびに支払開始日 …… 平成 29 年 12 月 8 日

以 上

中間配当金領収証(振込または株式数比例配分方式をご指定の方には「中間配当金計算書」および「配当金のお振込先について」)は、来る 12 月 7 日お届出ご住所あてにお送り申しあげる予定でございます。